

定 款

杉本商事株式会社

杉本商事株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は杉本商事株式会社と称する。

英文では SUGIMOTO & CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 精密測定機器、環境測定機器、計量器、分析機器、試験機、光学機械器具（顕微鏡、拡大鏡）、測量機械器具、製図用機器、各種ゲージ、電気計測器（電流計・電圧計）、時計、健康機器、医療機器の販売及び輸出入
- (2) 金属工作機械、金属化工機械及びその部分品と附属品、産業用ロボット、化学機械（分離機器、熱交換器、混合機、乾燥機器、ろ過機器、集じん機器）、鋼材、銅、鉛、亜鉛、すず、ニッケル、アルミニウム、チタン、鋼管、配管工事用継手・弁の販売と輸出入
- (3) 機械工具（動力付手持工具、切削工具、工具保持器、治具）、研磨工具、作業工具、油圧・空圧機器、動力伝導装置機器、玉軸受・ころ軸受、荷役運搬機械、包装荷造機械、電動機、電機開閉装置・配電盤・電力制御装置、配線器具、電気溶接機、空気圧縮機・送排風機、ポンプ、潤滑装置、焼却炉、ボルト・ナット、化学工業薬品の販売及び輸出入
- (4) 工業用ゴム製品（ゴムベルト、ゴムホース、ゴム手袋、防振ゴム）、工業用革製品（ベルト・パッキン・手袋）、産業用安全保護具（防じんマスク、顔面保護具、危険防止安全装置、保護衣、安全用帶）、冷凍機器、空調設備機器、事務用機械器具、家庭用電気機械器具、ガス器具、厨房器具、家具・什器・建具・屋内装飾品の販売及び輸出入
- (5) 前(1)、(2)、(3)、(4)、の物品のリース及びレンタル
- (6) 土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工工事・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防工事、清掃施設工事、解体工事の請負
- (7) 食料品、飲料品の販売及び輸出入
- (8) 医薬品、医薬品部外品、化粧品の販売
- (9) 不動産の賃貸管理
- (10) 中古物品の買取及び販売
- (11) ソフトウェア・システムの開発、販売及び保守、通信機器の販売
- (12) 企業経営全般に関するコンサルティング業務
- (13) 工場内の設備機器の保守管理及び清掃
- (14) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、2, 800万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約券の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 1 2 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 1 5 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 7 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役、および取締役会

(取締役の員数)

第 1 8 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

(選任方法)

第 1 9 条 取締役は株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 2 0 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結

の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 2 1 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長 1 名を定め、必要に応じて、会長 1 名、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 2 2 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
- 3 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法等)

第 2 3 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

- 2 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第 2 4 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 2 5 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 2 6 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 2 7 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 2 8 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 2 9 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 3 0 条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

(監査役会の招集)

第 3 1 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前迄に各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 3 2 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会規則)

第 3 3 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 3 4 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 3 5 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を終結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 3 6 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 3 7 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を終結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当の基準日)

第41条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剩余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第42条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剩余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払業務を免れるものとする。

2 期末配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。

(昭和13年 1月10日 制 定)
(平成12年 6月29日 改 正)
(平成13年10月 1日 改 正)
(平成14年 6月19日 改 正)
(平成15年 6月19日 改 正)
(平成16年 5月 6日 改 正)
(平成16年 6月18日 改 正)
(平成18年 6月16日 改 正)
(平成20年 6月20日 改 正)
(平成21年 6月19日 改 正)
(平成23年 6月17日 改 正)
(平成25年 6月21日 改 正)
(平成26年 6月20日 改 正)
(2022年 6月17日 改 正)
(2023年 3月 2日 改 正)
(2024年 6月21日 改 正)